

Ⅲ 都市づくりの基本方針

1 土地利用の方針

【基本的な考え方】

- ▶本市は、県の産業、交通、公共サービス等の中心として、高次都市機能の集積を図るとともに、コンパクトで機能的な都市を目指して、効率的で快適な土地利用を推進します。
- ▶都市的土地利用を中心とした市街化区域、自然的土地利用を中心とした市街化調整区域の設定により、無秩序な市街化を抑制するとともに、良好な自然環境を保全・活用します。
- ▶市街化区域では、用途地域を指定し、都市機能及び居住を適正に誘導するとともに、用途地域と土地利用の実態を調査し、適宜、用途地域の見直し等を実施します。
- ▶市街化調整区域では、豊かな自然環境、営農環境、集落環境の維持・保全に努め、都市全体として調和のとれた土地利用を誘導します。

(1) 市街化区域

1) 住居系土地利用

住居系土地利用は、都市の利便性や自然環境と調和したゆとりある住環境の形成など、市民のニーズや本市の特性を活かして多様な居住の場の提供を目的として定めます。

また、立地適正化計画を踏まえ、市街化区域での居住の誘導を図ります。

① 低層住居エリア

低層の戸建住宅を主体としたエリアは、住環境を阻害する用途の混在を防ぐため、低層住居専用地域を基本として用途を定め、戸建住宅地としての住環境の維持・保全を図ります。

② 中層住居エリア

戸建住宅や中低層集合住宅等を主体としたエリアは、中高層住居専用地域を基本として用途地域を定め、生活の利便性の高い住宅地として、住環境の維持・保全を図ります。



良好な住環境エリア

③ 複合住居エリア

商業施設や小規模な工場などが混在したエリアは、本市の市街地の半分近くを占めます。このエリアでは、住居地域を基本として用途地域を定め、計画的な住環境の整備・改善を促進し、住宅以外の用途との調和を図ります。

2) 商業系土地利用

商業系土地利用は、商業業務系施設をはじめ不特定多数の人が集まる施設の立地誘導を図り、都市のにぎわい創出や、市民の買物等日常生活を支える利便性の高い環境づくりを目的として定めます。

また、立地適正化計画を踏まえ、都市機能の誘導を図ります。

① 都心商業・業務エリア

徳島駅前地域や新町地区等の広域的な商業・業務地域のある中心市街地では、商業地域を基本として用途地域を定め、市街地開発事業や空き家・低未利用地の有効活用により、集客の核となる大規模公共施設などの高次都市機能を誘導し、エリアの活性化を図ります。

周辺環境と調和した中高層住宅の立地誘導、日常生活を支える生活サービスの充実により、まちなか居住を促進します。

新町川などの水辺資源や徳島城跡などの歴史文化資源などを活かしたまちなか観光の推進、商店街の活性化などのまちなか回遊を促す環境整備により、多機能で魅力ある中心市街地を形成します。



徳島駅前



出典：徳島県

徳島文化芸術ホール（仮称）

② 周辺商業エリア

中心市街地の周辺部に位置する駅前などに形成された既存の商業地では、商業地域を基本として用途地域を定め、商業施設などの生活サービス施設の立地・誘導を促進します。

③ 沿道商業エリア

幹線道路沿道部では、近隣商業地域を基本として用途地域を定め、背後地の住環境の保全に配慮しつつ自動車利用者等にも対応した商業施設を立地・誘導します。

3) 工業系土地利用

工業系土地利用は、産業経済の発展をけん引する製造業や流通業の集積や高度化等を推進するために、物資輸送の交通利便性や周辺の住環境等に与える影響を考慮して定めます。

また、今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、用途地域の見直しにより土地の有効活用を図ります。

① 工業・流通エリア

生産と物流及び就労の場を維持するため、工業専用地域又は工業地域を基本として用途地域を定め、既存工業施設の整備充実を進めます。

また、臨海地域等で新たに造成されたエリアでは、高速道路の延伸等とあわせて、企業立地の誘導による活力向上や雇用確保につなげます。



出典：徳島県

企業用地（津田地区）

② 住工共存エリア

工場や作業場等と住宅が共存しているエリアでは、準工業地域を基本として用途地域を定め、住環境との調和を図るとともに、特別用途地区の指定により、主に中心拠点の形成に影響を及ぼす一定規模以上の大規模な集客施設の立地は引き続き抑制します。

(2) 市街化調整区域

1) 農業・自然系土地利用

農業・自然系土地利用のエリアは、農地及び森林等の保全を図るとともに、農林水産業従事者の生活の場である集落環境の維持や観光・レクリエーションの場としての活用を目的として定めます。

開発許可制度は災害リスクを踏まえ適切に運用するとともに、建築形態等については周辺環境と調和した基準を定めることにより、今後とも良好な環境を維持します。このため、指定幹線道路沿道では周辺環境との調和や景観に配慮し規制・誘導します。

また、コンパクトなまちづくりとの調和を図りつつ、一定のまとまりのある既存集落とその周辺の地域においては、地区計画制度により、集落の活力維持や不良な街区形成の防止を図ります。

① 田園・集落エリア

集落や里山と一体となって良好な田園景観を形成しているエリアは、農業の活性化及び農業従事者の生活の場として農地を保全し、農業施策との連携による担い手の確保を促進するため定住環境の維持・向上を図ります。

地域の自然・農業的環境、景観との調和に配慮しながら、地域の活力やコミュニティの維持・向上のための計画的で良好な居住環境を形成します。

② 河川環境エリア

大規模河川や都市内中小河川の治水等の機能維持を図り、親水空間の整備や周囲の自然環境の保全、公園・緑地等としての活用を進め、市民の憩いの場を充実します。



徳島市民吉野川北岸運動広場

③ 海岸環境エリア

自然海岸の環境を守るとともに、市民のレクリエーションの場としての活用を進めます。また、あわせて周囲の自然環境を保全します。

④ 森林・里山エリア

本市のシンボルとなっている眉山山系、中津峰山系などの森林資源を保全するとともに、自然体験の場等として活用し、観光資源としての魅力向上を図ります。また、徳島市総合動植物公園や阿波史跡公園などの大規模な公園は、観光・レクリエーション拠点として積極的に活用し、官民連携により、観光を含むにぎわい創出の方策を検討します。



徳島市総合動植物公園

2) 計画的土地利用

都市的土地利用を補完するために計画的に整備された企業団地等については、周辺環境と調和した土地利用の維持を目的に定めます。

また、新たな企業団地等が立地する際には、地区計画制度により、災害リスクや周辺の農業・自然環境の保全の観点を踏まえたうえで、地域住民との合意形成を促します。

① 都市型産業エリア

市北部の外環状道路に近接して流通団地やブレインズパーク徳島、ハイテクランド徳島が立地しています。これらは、高速道路等の新たな道路網を活かして機能の維持と環境整備を図ります。

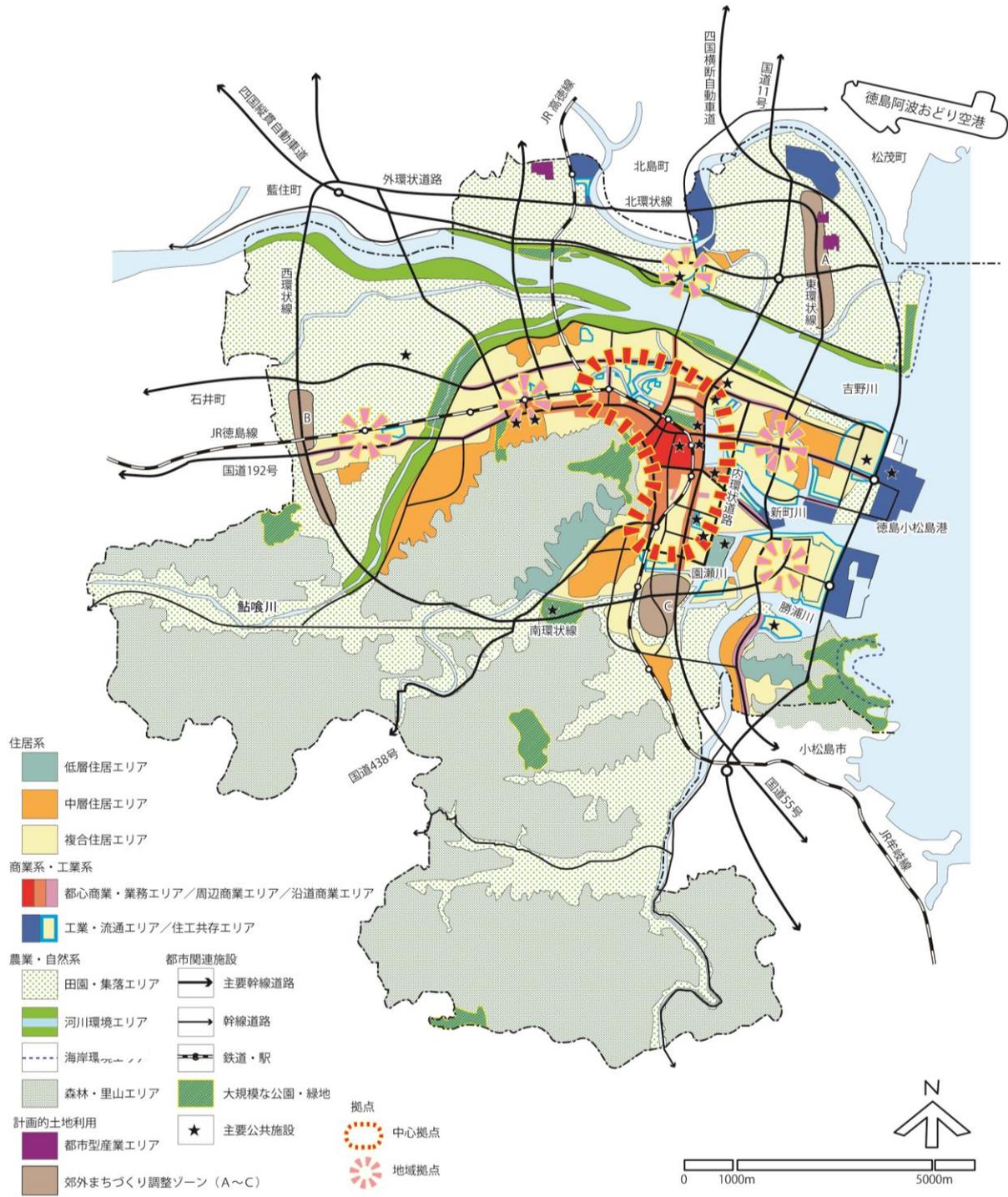


ハイテクランド徳島

② 郊外まちづくり調整ゾーン

外環状道路の整備に伴い、将来、市街化が進むことが予想される地域は郊外まちづくり調整ゾーンと位置づけ、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を維持しつつ運用してきましたが、コンパクトシティのさらなる推進に向けて、一定の移行期間を伴う廃止を視野に入れた検討を行います。

■土地利用方針図



2 都市交通体系の方針

【基本的な考え方】

- ▶隣接する徳島阿波おどり空港とあわせた陸、海、空の3つの交通結節点と市街地を連絡する幹線道路の整備など、市街地周辺の計画的かつ体系的な道路網を形成するとともに、四国横断自動車道の津田～阿南間の整備を促進します。
- ▶都市内交通の交通需要マネジメントを推進するとともに、交通弱者、県内外からの観光客・来訪者にとって重要な移動手段である公共交通の維持・確保を進めます。
- ▶過度な自動車依存の抑制に努めながら、脱炭素化に資する公共交通の利用を促進するとともに、郊外部では、地域住民のニーズに応じた多様な交通手段の活用を検討します。
- ▶高齢者、障害者、子どもなど、誰もが安全・快適に移動できる人にやさしい環境整備を進めます。

(1) 道路交通ネットワークの整備

市民生活や企業の経済活動など都市の諸活動を支えるため、整備が進む高速道路網を活かした効率的な道路交通ネットワークの構築を図ります。また、景観や自然環境に配慮した道路整備を進め、市民が安全で安心して利用できるようにユニバーサルデザインに配慮します。

1) 広域と結ぶ道路網の整備

四国横断自動車道の整備を進め、近畿圏及び四国圏域内との広域交通のネットワークを形成します。



吉野川サンライズ大橋

2) 都市内の幹線道路体系の整備

① 放射・環状道路

広域に連絡する高速道路網と都市内交通を円滑に連携するため、放射・環状道路網を形成します。環状道路は、外環状道路、内環状道路の2つで構成し、中心市街地及び周辺市街地への通過交通を軽減する等、安全で円滑な交通を確保するため、早期完成に向けて関係機関に働きかけます。

② 都市幹線道路

放射・環状道路へのアクセス、または中心市街地へのアクセスとなる道路を都市幹線道路とし、地域の主要な生活動線を確保します。これらの道路のうち、交通利便性の高い道路や防災避難路として機能するなど、市民生活に密着する重要な機能を担う道路は、沿道土地利用の形成とあわせて優先的に整備を進めます。また、景観形成、防災機能、交通情報機能などの有効利用に努めるとともに、自然環境に配慮した道路整備を進めます。

3) 生活道路網の計画的整備・充実

狭あい道路の解消を図りつつ、地区内の生活道路網の整備・充実に努めるとともに、交差点や踏切の改良、交通安全施設の整備などを行い、市民の安全な交通環境を確保します。

また、道路の点検・診断・措置・記録などのメンテナンスサイクルを確立し、橋りょうの長寿命化及び緊急輸送道路や避難路等に架かる橋りょうの耐震化の推進など災害時対応も想定に入れた管理を推進します。

少子高齢化が一層進行する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図るため、安全・安心な歩行空間が確保された「人」優先の道路環境整備を強化します。



生活道路網の整備

(2) 既存道路空間の維持・向上

次世代に引き継ぐ歴史・文化を感じることができる既存道路について、歴史的風致の維持・保全に努めるとともに、市民や観光客等の回遊性の向上に資する道路環境整備を推進します。

1) 旧街道の維持・継承

本市には、阿波五街道のうち、4つの街道（讃岐・伊予・土佐・淡路）の起点や四国八十八か所を結ぶ遍路道があります。これらは、現在の道路網の骨格となっているとともに、歴史文化の継承の面からも次世代へ引き継いでいく道として環境の維持・保全に努めます。

2) 道路空間の充実

主要公共施設へのアクセスや観光ルートなど、多くの人が使用する道路を中心に、緑化や修景等を推進し道路空間の美化に努めます。

また、市民の健康増進等の観点から、水と緑に親しみながら散策等ができる歩行者ネットワークの形成やすべての人に配慮した道路のユニバーサルデザイン化を推進します。

災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保を目的に、無電柱化を促進します。

(3) 公共交通ネットワークの再構築

将来にわたって、居住者や来訪者にとって便利で持続可能な公共交通ネットワークを再構築し、バス、鉄道、空路、航路等の系統的なネットワーク化、乗り継ぎの円滑化など、シームレスな移動環境を形成します。

また、公共交通の利便性向上などの取組について広く情報発信し、利用を促します。

1) バス交通の維持・確保

中心部へ連絡する循環バス路線及び広域バス路線は、まちの骨格を支えるバス路線として位置づけます。

公共交通の使いやすさや利用者サービスの向上等に取り組み、運行ルートやダイヤ情報などのオープン化やキャッシュレス化等、公共交通のデジタル化・スマート化を推進します。

将来にわたって持続可能なバス路線網の維持・確保に向けて、運行の効率化と利便性の向上を両立させる整理・再編に取り組みます。

2) 鉄道交通の維持・確保

鉄道高架を推進するとともに、徳島県が推進するJR牟岐線への新駅設置にかかる周辺整備を進めます。既存の鉄道駅については、交通結節点としての環境整備を進め、鉄道の利用促進を図ります。

3) 生活交通の維持・確保

支線・生活交通を維持・確保するため、人口や施設分布などの地域特性、地域のニーズに応じて、バスに加えて、タクシー、自転車などの多様な交通手段の活用を検討します。

地域の実情に応じた移動手段（コミュニティバス）の導入・運行について、地域との連携や民間活力を活用しながら支援し、将来にわたって持続可能な公共交通を維持します。



上八万コミュニティバス

(4) 歩行者・自転車環境の確保

中心拠点や地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。

歩行者と自転車の通行分離、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のユニバーサルデザイン化及び通学路等における安全・安心な歩行空間を確保します。

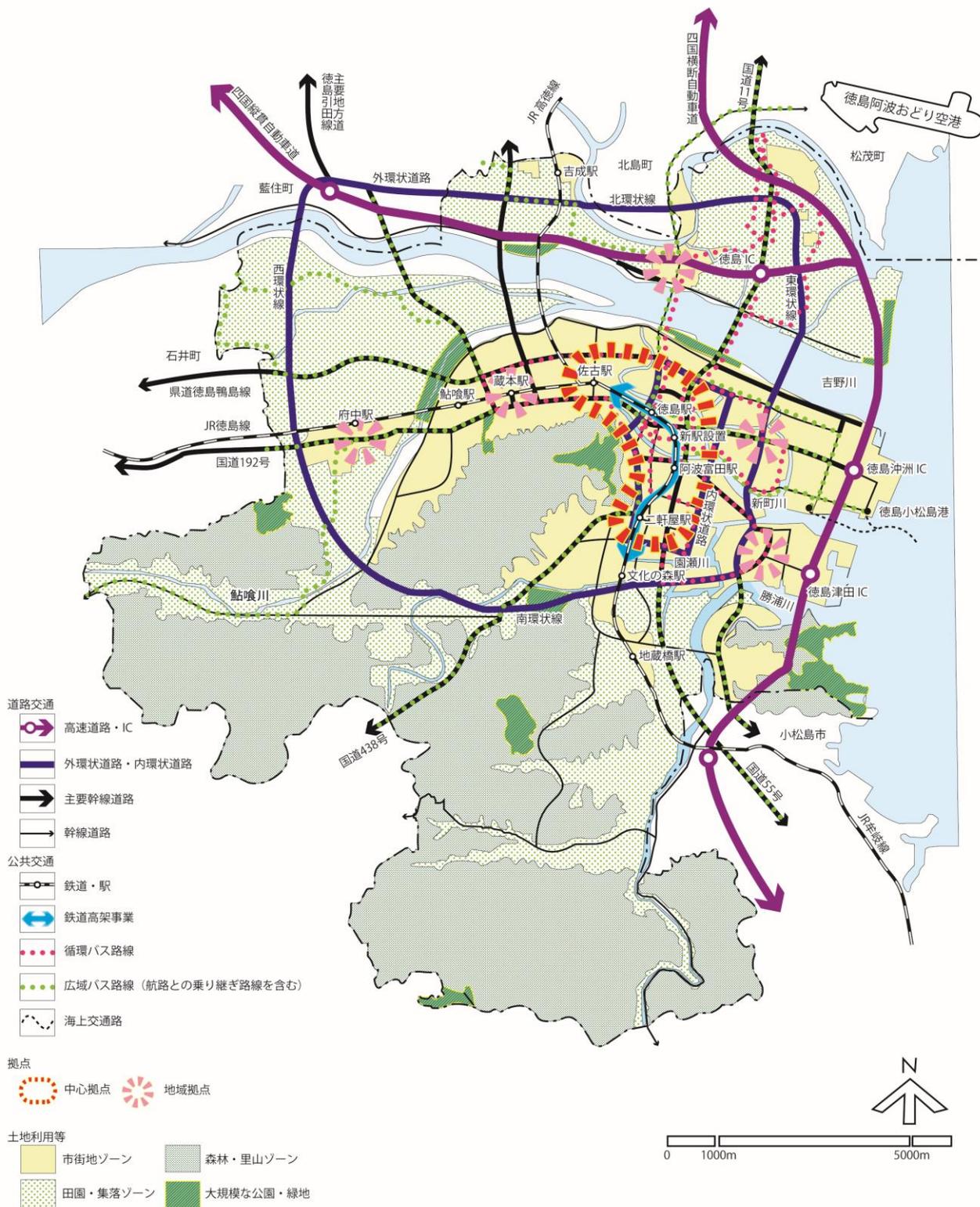
自転車のマナー向上を図るため、自転車の利用に係る総合的ルールブック等を作成、啓発し、利用の促進を図ります。

また、徳島駅前広場やその周辺の放置自転車対策を継続して進め、民間事業者とも連携しながら駐輪空間を確保します。



自転車走行空間整備

■都市交通体系方針図



3 公園・緑地・水辺の方針

【基本的な考え方】

- ▶眉山やひょうたん島をはじめ市民に親しまれている水辺や緑は、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわいの拠点として活用します。
- ▶市内に多くの河川が分布し、水と緑に囲まれた本市の特徴を活かして魅力的な水辺空間の形成を図ります。
- ▶身近な都市公園の充実及び利用促進を図るとともに、緑を保全し、緑化を推進します。

(1) 水と緑を活かした拠点形成と活用

ひょうたん島及びその周辺、眉山公園及びその周辺、徳島市総合動植物公園、徳島県文化の森総合公園、小松海岸緑地及びその周辺、日峯大神子広域公園、阿波史跡公園は、「観光・レクリエーション拠点」として、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわいを創出します。

- ・ひょうたん島及びその周辺では、新町川・助任川の水辺、徳島中央公園の緑、また、城下町として発展した歴史に触れられる「徳島城博物館」などの観光資源と一体となった空間を活かして、散策や滞留、交流が生まれる環境の充実を図るとともに、眉山の緑との連携を強化します。
- ・眉山公園及びその周辺では、麓の「阿波おどり会館」、山頂へと続く「眉山ロープウェイ」や山頂広場などを活かし、観光・レクリエーション拠点としての魅力を強化します。
- ・徳島市総合動植物公園及び徳島県文化の森総合公園では、自然体験や多様なレクリエーション活動の場としての機能の充実を図るとともに、両公園を結ぶトレッキングコースなど自然と一体となった健康・癒しの場としての充実を図ります。
- ・小松海岸緑地及びその周辺では、「小松海岸緑地ドッグラン」や「小松海水浴場」をはじめとする小松海岸の水辺や海岸景観を活かし、観光・レクリエーション拠点としての環境の充実を図ります。
- ・日峯大神子広域公園では、自然海岸と森林の中で、スポーツやバーベキューなど、様々なレクリエーションを体験できる環境の充実を図ります。
- ・阿波史跡公園では、自然や歴史を体験できる環境を活かすとともに、周辺の古墳群などの歴史資源との連携を図ることにより、歴史文化をテーマとした観光・交流の拠点として機能の充実を図ります。



新町川



眉山ロープウェイ



徳島市総合動植物公園

(2) 公園・緑地の利用促進

公園・緑地を市民のレクリエーションの場として積極的に活用するため、利用者ニーズに合った管理・運営を推進します。あわせて、近隣公園や地区公園は、拠点となる公園として住民の交流機能や防災機能などニーズを踏まえた機能を充実させます。

- ・市民と協働で公園・緑地の利用に関するルールづくりを検討し、市民が利用しやすい環境を整備します。
- ・市民参加や民間活力の活用を図り、集いや交流の場づくりを推進します。
- ・開設から30年以上経過した都市公園については、点検業務を適時実施し、老朽化した公園施設の適切な更新を実施します。
- ・うるおいとやすらぎのある緑空間やオープンスペースを創出します。
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい公園・緑地の整備を推進します。



公園の整備

(3) 水辺の保全と活用

多くの河川が流れる本市の特徴を活かした水辺空間の保全・整備を進め、市民の憩いの場所や生物の生息空間を確保します。

- ・小松海岸、大神子海岸等は、自然環境を保全するとともに、人工護岸の背後部の緑の保全・育成を行います。
- ・新町川等の都市内河川周辺では、河川の魅力向上のため河川沿いの遊歩道など親水空間を整備・充実します。



大神子海岸



新町川の遊歩道

(4) 緑の保全と緑化の推進

眉山や中津峰山等の山地や寺社境内に残る寺社林など市街地に残存する緑を保全します。

公園・道路などの都市施設や公共施設等の緑化を積極的に推進します。あわせて、民有地等において市民との協働による緑化を推進します。



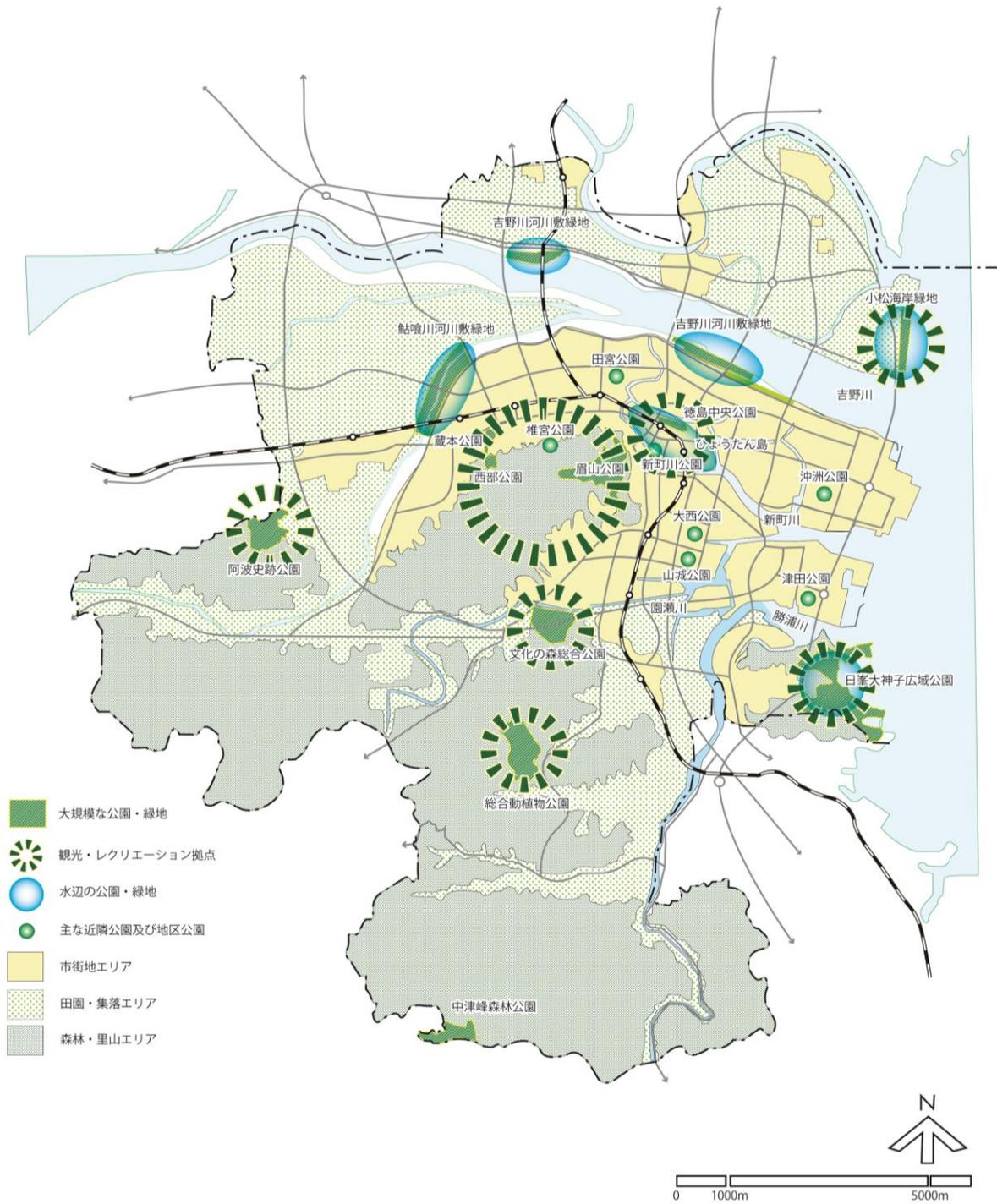
興源寺の寺社林

(5) 地域特性を踏まえた整備

土地利用の方向性を踏まえ、公園・緑地・水辺の整備を進めます。

- ・市街地ゾーンでは、河川空間の保全、公園・緑地の整備、公共施設や住宅地の緑化等を総合的に推進し、水と緑が豊かな市街地環境を保全・育成します。
- ・田園・集落ゾーンでは、農地の保全と集落や住宅地の緑化を進め、田園環境を保全します。また、農業体験の機会と場を提供するなど、農地の有効活用を推進します。
- ・森林・里山ゾーンでは、山地・丘陵地は、大規模な緑地として保全するとともに、市民のレクリエーションの場として活用します。

■公園・緑地・水辺の方針図



4 都市環境・都市景観の方針

【基本的な考え方】

- ▶地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出源は、家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から交通、都市基盤の整備など、都市づくりと密接に関わっていることから、脱炭素型及びGX（グリーン・トランスフォーメーション）を取り入れた都市づくりを推進します。
- ▶上水道の安全、快適で安心できる給水を確保するとともに、清潔で快適な生活空間の確保と自然環境の保全のために、廃棄物や生活排水等を適正に処理します。
- ▶「徳島市景観まちづくり条例」及び「徳島市景観計画」に基づき、都市の魅力を高めるための景観形成を誘導します。

(1) 都市環境

1) 地球温暖化対策

国、県が掲げる「令和32年（2050年）温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けて、長期的・計画的な視点を持って脱炭素社会の実現を目指し、対策を推進します。

- ・エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減を図ります。
- ・環境に配慮した交通対策や森林による二酸化炭素吸収源対策及びヒートアイランドの緩和等の取組による脱炭素まちづくりを推進します。
- ・激甚・頻発化する自然災害への対策による気候変動に強いまちづくりを推進します。



太陽光発電設備（第十浄水場）

2) 環境の保全

市民の健康的な生活環境を守り、地球環境への負荷を軽減するため、都市施設の効率的な整備を進め、快適な都市環境の形成を目指します。

- ・上水道では、水質の向上を図るため、連続自動水質監視装置の設置や鉛製給水管解消のための取り替え助成を行うなど、安全、快適で安心できる給水の確保を進めます。
- ・公共下水道区域では公共下水道の整備を推進し、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を促進することで、河川等の水質の向上を図ります。
- ・大気、土壌、水質等の自然環境への負荷の軽減のため、温室効果ガスの削減、廃棄物の減量化・再資源化や、し尿などを衛生的かつ適正に処理します。

(2) 都市景観

1) 市域の特性を活かした景観づくり

本市全域が景観計画区域であることから、市域の特性を活かした景観づくりを進めます。

- ・徳島駅から眉山へ続くシンボルゾーンは、中高層建築物が建ち並ぶまちなみ景観の向上により、徳島の顔にふさわしい風格と華やかさやにぎわいを備えた都心景観を創出します。
- ・市街地は、周辺との調和や落ち着いた色彩などへの誘導により、秩序あるまちなみの保全と多くの人々が集まる市街地にふさわしいまちなみ景観を創造します。また、良好な生活景観の形成のため、住宅地の緑化など住環境の向上を推進します。
- ・田園・集落は、田園風景や寺社林・屋敷林などのまとまった緑を保全し、のびやかな景観の保全に努めるとともに、周辺景観を損なう無秩序（大規模）な開発行為などを規制・誘導します。
- ・森林・里山は、集落と周囲の山々との関係性を大切にし、自然と調和したやすらぎのある景観の保全に努め、周辺景観を損なう無秩序（大規模）な開発行為などを規制・誘導します。



徳島駅前周辺の景観



田園・集落の景観



森林・里山の景観

2) 水と緑の景観づくり

本市は、吉野川や眉山などの水と緑に囲まれた特徴ある自然景観を有しており、これを活かした景観づくりを進めます。

- ・吉野川は、雄大な風景に影響のある人工構造物の修景や適切な規制・誘導により自然景観の保全に努めます。
- ・眉山は、風致地区内の無秩序な開発行為などに対して適切に規制・誘導を行い稜線や山並みなどの自然環境の保全に努めます。



吉野川



眉山

5 都市防災の方針

【基本的な考え方】

- ▶南海トラフ地震による津波浸水想定や被害想定、中央構造線・活断層地震による被害想定に基づく地震・津波対策、想定最大規模降雨及び想定し得る最大規模の洪水・高潮への対策を計画的かつ着実に推進します。
- ▶構造物・建築物等の耐震化や排水対策を進め、都市全体の防災性能の向上を図ります。
- ▶避難や情報伝達の重要性を認識し、避難場所の確保及び情報発信を強化します。
- ▶地域防災の中心的な存在である自主防災組織の充実とあわせて、地域活動のあらゆる場面で防災力を強化します。
- ▶防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを見据えて準備しておく「復興事前準備」に取り組みます。

(1) 自然災害

1) 地震・津波

災害時における避難・救援を担う緊急輸送道路や避難路等に架かる橋りょうの耐震化を推進するとともに、公共・民間を問わず建築物の耐震化を促進します。水道管の更新・耐震化及び下水道施設の耐震診断、耐震・耐津波化を推進します。

また、危険な空き家の除却の支援、住宅の耐震診断・耐震改修等の促進、安全対策の必要なブロック塀の撤去改修等の整備を進めることで避難路の閉塞を防ぎ、地域の防災性能の向上を図ります。



橋りょうの耐震補強



橋りょう添架管架替工事



津波避難施設

2) 風水害・土砂災害

流域治水対策として、中小河川の護岸整備、都市下水路や公共下水道（雨水）の整備、下水道施設の耐水化、雨水貯留施設の整備、敷地内緑化等による雨水の地下への浸透機能の向上や大規模な農地転用・施設整備等に際して河川整備状況に応じた防災調整池設置による河川への負荷軽減等の取組を行い、周辺の治水安全性の向上・確保に努めます。

地形が急峻な地域では、異常気象等による豪雨での土砂災害が発生しやすいことから、擁壁の設置などによる土砂災害対策の実施や、土砂災害が予想される区域を示す土砂災害警戒区域等の公表に努めます。また、著しい土砂災害が発生する恐れのある区域については、特定の開発行為の制限など適正な土地利用規制を推進するとともに、災害危険区域（急傾斜地等）における災害の防止・軽減に資するため緑地の保全、整備を行います。



南沖洲地区雨水貯留施設整備

(2) 地域防災

1) 火災

緊急車両の進入路の確保や幹線避難路の整備を行うとともに、沿道建物の不燃化を促進します。また、広域避難場所周辺及び避難路沿道の緑化を重点的に進めます。

住宅地内の街区公園や小中学校等の公共施設の緑化等を行い、住宅地の火災による延焼拡大の防止や一時避難所としての防火機能の向上を図ります。また、宅地規模の規制・誘導や住宅地の緑化等の促進により、市街地の延焼の危険性を緩和します。

2) コミュニティを重視した減災対策

地域防災力強化のための自主防災組織の活動を促進し、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図るため避難所運営訓練を含む市民総合防災訓練を開催します。

また、ハザードマップや避難支援マップの周知を図り有効に活用されるようフォローアップを実施するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るため、ユニバーサルデザインに配慮した情報伝達や避難誘導等の仕組みづくりを推進します。

(3) 事前復興

防災・減災対策や強靱で持続可能なインフラ整備等を推進するとともに、地形図や土地利用・建物利用現況図、都市基盤施設の整備状況図などを整理し、準備する事前復興の取組を進めます。

また、事前に復興まちづくりの目標、実施手法、進め方を検討します。

6 住環境整備の方針

【基本的な考え方】

- ▶住環境整備は、地域コミュニティを基本として、安全・安心でやすらぎのある市街地環境の形成を目指します。
- ▶住民の主体的な参加のもと、生活道路や公園など身近な住環境の維持・管理を進めます。
- ▶防犯・空き家対策等による安全・安心な住環境づくりを進めます。

(1) 住環境

1) 中心市街地における住環境の整備

歩いて暮らせるまちづくりを目指すとともにまちなか居住を推進します。

また、まちの魅力向上を図るための市街地開発事業や民間活力を用いた土地の高度利用、住宅供給を誘導するほか、住替え支援等を検討します。



出典：新町西地区市街地再開発組合
新町西地区第一種市街地再開発事業
(イメージ)

2) 密集市街地等における住環境の整備

市街地の快適性の向上の観点から細街路の拡幅、公園の整備等を推進します。また、住工混在の解消、幹線道路整備等に伴う騒音対策、残存農地等の有効活用など、地域の実情に応じて、地域の合意形成を基本としつつ住環境の整備を推進します。

木造老朽家屋が密集している地区では、緊急車両の進入の困難性や火災による延焼拡大の危険性があることから、家屋の建て替えにあわせて、細街路の拡幅・改良等を誘導します。

3) 良好な住環境の保全

良好な住環境が形成されている地区では、敷地内の緑化や建築物の景観誘導などによる住環境の維持・保全を図ります。

また、居住者の年齢構成の変化等に対応して、公園のリニューアルなど公共施設の再整備を検討します。

4) 農村集落等における住環境の整備

営農環境との調和を基本とし、日常生活の利便性を享受できるよう、身近な商業・医療等施設や生活道路・公園等を維持します。

また、特産物や歴史・文化資源等の地域固有の資源を活用した交流の場づくりを支援します。

5) 安全・安心な住環境の整備

道路や公園などへのLED防犯灯の設置を推進するとともに、防犯パトロール活動など、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

また、長年、放置され管理不十分な危険な空き家に対する施策を実施します。

- ・空き家所有者等への適正管理を働きかけます。
- ・空き家を有効活用するための仕組みづくりを検討します。



LED 防犯灯

(2) ユニバーサルデザイン

「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、住環境のユニバーサルデザイン化を誘導します。

- ・歩道の段差改良や補修による都市空間のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間を確保します。



安心できる歩行者空間の確保

(3) 供給処理施設等

ごみ処理施設の老朽化が懸念される中、既存ごみ処理施設の維持、補修を適切に行いながら、新たな施設の整備を推進します。

「徳島市污水適正処理構想」に基づき集合処理区域においては下水道整備や既存施設の老朽化対策及び啓発活動の推進、個別処理区域においては合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

中央卸売市場は、施設の耐震化・老朽化対策に加え、流通の効率化や品質管理水準の高度化等、市場機能の充実により食の安定供給を図るため、市場整備を検討します。

7 協働によるまちづくりの方針

【基本的な考え方】

- ▶市民や事業者の主体的なまちづくりに関する提案のもと、ダイバーシティの考えを取り入れたまちづくりを推進します。
- ▶地域が主体となる持続可能な地域コミュニティ形成を支援するとともに、若者や子育て世代がまちづくりに参加しやすい仕組みを検討します。

(1) 新たな地域づくりの仕組みの構築

地域団体やNPO、企業等を含む多様な主体が連携・協働しながら、地域社会の運営に参画し、地域課題を地域自ら解決する仕組みを構築します。

また、地域コミュニティの活動や運営を支援し、住民の地域活動参加の促進と、コミュニティセンター活用の推進を図ります。あわせて、コミュニティセンターの計画的な維持・補修を実施します。



コミュニティセンター

(2) 市民主体のまちづくりへの支援

まちづくりに関する情報発信を積極的に行い、様々な機会を通じて市民参加の場を増やすように努めます。市民参加の場ではワークショップやまち歩きなどにより参加者が情報の共有や達成感を感じることができるよう、また、多様な人が参加できるよう工夫します。

都市計画提案制度の活用など、市民の主体的なまちづくり活動を促進します。あわせて、多様な主体が連携したまちづくりを推進し、各地域の現状に応じた支援体制の強化や充実を図ります。



ワークショップの様子

(3) まちづくりを担う人材・組織の確保・育成

地域の教育機関との連携やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、子どもや若者たちなど多様な人のまちづくり体験や地域学習への参加を促進するなど、市民・NPO等の参加、提案による協働のまちづくりを推進します。

また、地域づくり活動団体等への支援として、各種研修の実施や相談業務、広報活動に取り組みます。

